

令和4年度三宅村粗大ごみ収集運搬事業について

1 内容

本事業は、粗大ごみの搬出が困難な高齢者の負担を軽減し、かつ廃棄物を適正に処理することにより、生活環境の保全および公衆衛生の向上を目的とし、試験的に戸別収集運搬を行います。

2 対象の粗大ごみ

布団、ジュータン、家具、自転車などの大型ごみ

※対象外の粗大ごみ

- (1) リサイクル法に基づくリサイクル品・・・家電4品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機)、パソコン、自動車等
- (2) 収集・運搬できない廃棄物・・・容積・重量が著しく大きいもの(ピアノや金庫など)、危険性のあるものなど

3 対象者 ※高齢者とは、村内に住所を有する65歳以上の者をいう。

次の、いずれかに該当する世帯であって、粗大ごみをクリーンセンターに持込み搬出することが困難であり、かつ、他の者から粗大ごみの搬出の協力が得られない世帯。

- (1) 高齢者のみで構成されている世帯
- (2) 高齢者のいる世帯であって、他の構成員も粗大ごみを搬出することが困難な者である世帯

4 申込期間 令和4年10月3日～令和5年2月28日

5 利用料 無料



6 利用方法

①申 込	地域整備課環境整備係へ電話等で申込みます。
②利用の決定	村職員が現地状況調査等を行い、利用の可否を決定します。
③打 合 せ	収集日時などについて打ち合わせをします。
④収集・運搬	村職員が粗大ごみを収集し、クリーンセンター等へ運搬します。

7 その他

申込から収集まで、現地調査状況確認など、多少の日数をいただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。



お問い合わせ・・・三宅村役場地域整備課環境整備係 5-0938